

【令和6年度事業概要】非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

災害対策事業等実施要綱（抜粋）

第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

1 目的

この事業は、災害により長期の停電又は断水が発生しても医療設備の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) ・救命救急センター

- ・へき地医療拠点病院
- ・へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）
- ・周産期母子医療センター
- ・地域医療支援病院
- ・特定機能病院

の開設者

（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

(2) ・国民健康保険団体連合会

- ・国民健康保険組合
- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法人恩賜財団済生会
- ・全国厚生農業協同組合連合会
- ・社会福祉法人北海道社会事業協会

の設置する病院及び診療所（有床診療所に限る。）の開設者

(3) ・病院群輪番制病院

- ・共同利用型病院
- ・救急告示病院
- ・在宅当番医制病院
- ・在宅当番医制診療所
- ・在宅当番医制歯科診療所
- ・休日夜間急患センター
- ・休日等歯科診療所
- ・時間外診療実施診療所
- ・小児救急医療拠点病院
- ・在宅医療実施病院
- ・在宅医療実施診療所
- ・在宅医療実施歯科診療所
- ・がん医療実施診療所
- ・脳卒中医療実施病院
- ・腎移植施設
- ・老人デイケア施設
- ・共同利用施設

とする（ただし、

- ・地方公共団体
- ・地方独立行政法人
- ・国民健康保険団体連合会
- ・国民健康保険組合
- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法人恩賜財団済生会
- ・全国厚生農業協同組合連合会
- ・社会福祉法人北海道社会事業協会

を除く・

※診療所については、病床を有する診療所に限る。

3 事業内容

(1) 非常用自家発電設備	非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）を整備するもの
(2) 給水設備	給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保する受水槽又は地下水利用のための設備）を整備するもの

4 交付条件（2（2）（3）の医療機関）

- ・水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する「浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)」、又は
 - ・津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する「津波災害警戒区域」
- に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

徳島県非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金交付要綱

別 表（第2条関係）

1 補助事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	(上記2（1）（2）（3）と同じ)	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 174,094 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	0.33
		受水槽 1 医療機関当たり 160,434 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
		給水設備 1 医療機関当たり 75,443 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	
		燃料タンク 1 医療機関当たり 34,791 千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	